工事監督におけるワンデーレスポンス特記仕様書

第1条(適用)

本特記仕様書は、工事監督におけるワンデーレスポンス※の実施のために必要な事項について定めるものである。

※ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応 することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを 連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第2条 (実施方法)

- (1) 受注者からの問合せ等に対する発注者の回答
 - ① 監督員は、原則として「その日のうち」に受注者に回答するものとする。
 - ② 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、「回答予定日」を「その日のうち」に受注者に対し予告するものとする。
 - ③ 予告した「回答予定日」に回答できない場合は、明らかになった時点で、速やかに新たな「回答予定日」を受注者に対し予告するものとする。
- (2) 問合せ等及び回答の方法

受注者からの問合せ等及びそれらに対する回答については、文書または電子メールによるものとする。緊急の場合は、電話での対応も可能であるが、事後に文書または電子メールで処理するものとする。

第3条(工程表)

- (1) 受注者は約款第3条の工程表の提出にあたっては、関係機関との協議など、工程に影響する重要な事項について監督員と十分協議すること。
- (2) 受注者は工事実施中において、計画工程と実施工程を比較し、差違が生じた場合は、速やかに監督員へ報告すること。

第4条(留意事項)

- (1) ワンデーレスポンスは、工事実施中に発生する諸問題に対し、迅速な対応により 効率的な監督業務を行うための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱 いや要領等を変更するものではない。
- (2) 受注者は、ワンデーレスポンス実施対象工事の効果・課題等を把握するためのアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、調査に協力しなければならない。